

瀬戸市 における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

①市民後見人（市民後見人バンク登録）

尾張東部圏域において、中核機関等からの活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するには、本人（被後見人）がその人らしく暮らしていくため、状況等に応じて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）の上、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

【主な内容】

- ・財産管理
（施設利用料の支払や年金の入金状況確認といった金銭管理等）
- ・身辺保護
（施設入退所に係る契約手続きの支援等）

【対象者】

- ・瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町にお住まい・勤務されている方
- ・近隣市町在住で、上記市町にお住まいの本人の居所に30分以内に訪問できる方

【履修が必要な科目】

全ての科目のほか、あすライツ主催の市民後見人養成研修実務研修の受講と市民後見人バンク登録が必要となります。

【市民後見活動に対する報酬等】

無報酬 活動実績（交通費・通信費等）は本人よりいただきます。市民後見人の活動は地域福祉の担い手としての社会貢献活動として位置付けています。

②日常生活自立支援事業の支援員

③市民後見人バンク登録者による自主活動組織「あすライツボランティア会」への登録

留意事項

瀬戸市では、NPO法人尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」に委託し、市民後見人養成研修を別途実施しています。

将来、市民後見人として活動したいとお考えの方は、愛知県市民後見人等養成研修の基礎研修、実践研修いずれも修了し、あすライツ主催の市民後見人養成研修実務研修の受講と市民後見人バンク登録が必要となりますので、ご注意ください。

なお、市民後見人養成研修は2年に1度実施しています。詳細は下記参照してください。

※「市民後見人養成研修」について（ウェブサイト）

<https://owaritoubu-kouken.net/shiminkouken>

問合せ先

瀬戸市高齢者福祉課地域支援係

TEL：0561-88-2626 FAX：0561-88-2633

メールアドレス：koreisha@city.seto.lg.jp